

職業安定分科会雇用保険部会(第163回)	資料1
令和3年12月20日	

雇用保険部会報告案(骨子)

※最終的に、5.の財政運営の内容とセットで報告をとりまとめることとする。

1 基本手当について

(1) 基本手当の水準について

- 基本手当の水準(給付率、給付日数等)については、現時点で改正を行うこととはしないものの、(2)に述べる暫定措置や、近年の制度改革も含め、個々の制度に係る検証と併せ、制度全体について、不断にその施行状況を検証すべき。
- 受給資格者が起業する場合に、やむを得ず廃業に至っても一定期間求職活動を支えることができるよう、離職後基本手当の所定給付日数を残して起業する場合について、受給可能な期間を4年までとすることができるようにすべき。

(2) 令和3年度末で期限が到来する暫定措置等について

- 平成21年の雇用保険法改正により設けられた、雇止めによる離職者について所定給付日数を特定受給資格者並みの水準とする等の暫定措置について、厳しい雇用情勢下で設けられた暫定措置であるという経緯を考慮しつつ、現在、コロナ禍からの経済の回復途上にあることも踏まえ、3年間に限り延長すべき。
- 雇用保険臨時特例法において設けられた、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響(以下「新型コロナウイルス感染症等の影響」という。)による離職者等に対する延長給付(コロナ延長給付)については、コロナ禍からの経済の回復途上にあることや、感染の再拡大のリスクへの備えの観点から、当面は制度として存続させる必要がある。その上で、都道府県ごとに、緊急事態措置が終了してから1年経過後は延長給付を行わないこととすべき。

2 教育訓練給付について

- 教育訓練給付については、その制度周知を図り制度利用を促進するとともに、指定講座については、オンライン・土日開催を進めるなど利用しやすい環境整備を図るほか、市場ニーズをもとにその内容の充実を図り、指定講座の偏りの是正を図るべき。
- ただし、教育訓練給付は失業予防・早期再就職を支援するという制度趣旨に沿って運営される必要があり、受給者の動向を確認する手法の見直しも検討しつつ効果検証をしっかりと行い、更なる制度改善につなげるべき。
- 教育訓練支援給付金については、コロナ禍からの経済の回復途上にあることも踏まえ、3年間延長すべき。
- ただし、同給付金は支給期間も長期にわたることに鑑み、費用対効果の観点も踏まえつつ、専門実践教育訓練の対象資格の取得状況や雇用継続・再就職状況の面から効果検証を行うべき。

3 求職者支援制度について

- 求職者支援制度について令和3年度に講じた、職業訓練受講給付金の本人収入要件、世帯収入要件、出席要件の緩和や、訓練対象者の拡大、訓練基準の緩和といった特例措置は、コロナ禍からの経済の回復の途上にあることや、上記要件緩和により、必要な方が受講できる環境整備に取り組んでいる途上であることを踏まえ、令和4年度末まで延長すべき。
- 雇用保険受給者が求職者支援訓練を受ける場合について、雇用保険受給者の訓練受講選択肢の拡大や、これによる早期かつ安定的な就職を促す観点から、公共職業安定所長による受講指示の対象とすべき。
- 職業訓練受講給付金の水準等の制度の枠組みは維持しつつ、当面、まずは制度を利用可能な方に支援が行き届くよう周知を図るとともに、制度の利用者が

大幅に増加しない要因について不断に検証するとともに、就職率や職場定着といった効果検証を行うべき。

4 雇用調整助成金の特例・休業支援金等について

- 雇用調整助成金の特例措置の見直しについては、「経済財政と改革の基本方針 2021（令和3年6月18日閣議決定）」において「感染が拡大している地域・特に業況が厳しい企業に配慮しつつ、雇用情勢を見極めながら段階的に縮減していく」とされていることを踏まえて実施することが適当。加えて、当面の措置として、令和4年度に限り以下のとおりの対応とするべき。
 - ・ 休業支援金についても、制度としては存続させつつ、雇用調整助成金の対応に合わせて制度の在り方を検討する。
 - ・ 雇用保険臨時特例法により設けられた、中小企業の基本手当日額の上限を超える部分について一般会計により負担する仕組みを延長する。

- また、当面の雇用保険二事業の安定的な運営を図るため、雇用保険二事業に積立金から借り入れることができる仕組みについては、3年間継続することが適当。

5 財政運営について

- (1) 保険料率について
- (2) 国庫負担について
- (3) コロナ禍における財政運営について